

「田んぼの学校」

日・テーマ 毎月第3日曜日の
午前9時30分～正午
※雨天決行

期日	テーマ	期日	テーマ
4月15日	春の草を探す、食べる	10月21日	田んぼや池でアカトンボの調査
5月20日	田んぼでオタマ、タイコウチなどの調査	11月18日	里山で落ち葉集め
6月17日	田んぼでトンボやカエル、メダカの調査	12月16日	木の実やつる、木切れで工作
7月15日	小川で魚捕り	1月20日	里山観察、足跡や野鳥など、雪遊び
8月19日	里山探検、昆虫、植物	2月17日	冬の田んぼ、アカガエルの調査
9月16日	田んぼでゲンゴロウやイナゴ、バッタの調査	3月17日	自然を食べる会、ソバ打ちなど

集合場所 コウノトリ文化館(祥雲寺)
内 田んぼやその周辺で遊んだり生きものの調査を行う。昼は地元食材の鍋料理などを食べる
※小学生以下は保護者同伴
料子ども100円(傷害保険)

料など)
問 コウノトリ文化館
☎ 23-17750

相談

行政書士による遺言・相続 無料相談会
日 4月21日(土) 午後1時30分～4時30分
所 じばさん但馬(大磯町)
相談内容 遺言、相続

問 兵庫県行政書士会但馬支部
☎ 0796-9410606

制度

兵庫ゆずりあい駐車場制度が始まります

県では、誰もが安心して暮らし、元気に活動ができる「ユニバーサル社会」を目指しています。
その一環として「兵庫ゆずりあい駐車場制度」を4月から開始します。
制度概要 身体障害者等用駐車場(車いすマークのある駐車場)を適正に利用するため、県が県内共通の利用証

を交付する制度

対象施設 公共施設や病院などで「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画
※対象施設は、兵庫県ホームページにも掲載

利用証交付対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで、歩行に配慮が必要な方
※「駐車禁止除外指定標章」(公安委員会発行)は利用証の代わりとして使用可

申請方法 所定の申請書に記入の上、歩行に配慮が必要なが確認できる書類の写しを添えて持参

申請・交付 豊岡健康福祉事務所(幸町、豊岡総合庁舎内)
問 兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課
☎ 078-36214379
F 078-36219040
ホ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/shogaishashien@pref.hyogo.lg.jp>

就学援助制度

経済的な理由により就学困難と認められる児童および生徒

徒の保護者に対して、学用品費や給食費などの経費の一部を援助します。
対 市内に住所を有し、市立小学校または中学校に在籍する児童および生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方
・生活保護世帯
・生活保護世帯に準ずる世帯(所得調査により教育委員会が認めた世帯)



援助費の種類
・新入学学用品費(第1学年のみ)
・学用品費および通学用品費(第1学年を除く)
・学校給食費
・修学旅行費
・自然学校食費
・医療費(学校保健法に定められた疾病に限る)

申請方法 学校、こども教育課、または各総合支所地域振興課にある申請書に記入の上、各学校に提出
※申請書は、民生委員の助言・学校長の意見が必要
問 こども教育課
☎ 23-11451

奨学金制度

■豊岡市奨学生

対

- ①高校生、特別支援学校生(高等部)、高等専門学校生
- ②大学生(短大生含む)

募集人員 ①②各8人程度

応募資格

- ・人物、学力ともに優秀で、学校長の推薦があること
- ・勉強意欲がありながら、経済的理由により修学が困難であること

賞与金額(月額)

①9900円

②4万4650円

申期 4月5日(木)～20日(金)

必着

※持参の場合、土・日曜日は受付不可

■豊岡市交通遺児奨学生

応募資格 主たる

生計維持者である保護者が、交通事故で死亡または後遺障害があるため働けなくなった方の子弟で、高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、または大学に在学している方



※ただし、平成17年4月1日

以降に発生した交通事故によるものとする

給付金額(月額)

- ・高校生、特別支援学校生(高等部)、高等専門学校生1万5千円
- ・大学生3万円

申期 随時

共通事項

- 資格 保護者が申請日現在、市内に1年以上在住の方
- 申方 教育総務課または各総合支所地域振興課にある出願書類(市ホームページにも要項など掲載)に記入の上、郵送または持参
- 申 教育総務課または各総合支所地域振興課
- 問 教育総務課 ☎2311117

障害のある方の

自動車税・自動車取得税の

減免制度変更

4月1日(新規受付分)から、障害のある方に対する自動車税・自動車取得税の減免制度が、次のとおり変わります。

制度の変更

- ・家族運転時の使用目的の限定を廃止し、もっぱら障害者の移動手段として使用する自動車が減免対象になる

・全額減免の対象を重度障害者などに重点化し、その他は、減免額が2分の1になる(該当する等級により減免額が異なる)

- ・減免限度額を総排気量2.5リットル相当から2リットル相当の税額分に変更

必要書類の変更

- ・家族運転時に必要としていた「生計同一証明書」(市福祉事務所発行)が不要になる

※同居・別居の状況により、住民票、扶養関係確認書類などが必要

※詳細は、問い合わせ

問 但馬県民局豊岡県税事務所

課税第1課(豊岡総合庁舎

内) ☎2613628

身体などに障害がある方の

軽自動車税を減免します

対 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を所持する方で、一定の要件に該当する方



○減免の対象となる軽自動車など

・身体障害者手帳などを所持する方が所有し、自身のために使用している軽自動車など

- ・身体障害者手帳などを所持する方の家族が所有し、もっぱら障害のある方のために使用している軽自動車など(4月から家族が運転する場合の使用目的は限定しない)



申請期間 4月2日(月)～5月24日(木)

他

- ・軽自動車税の減免を受けると、自動車税(県税)の減免は受けられない。また、豊岡市障害者福祉タクシー利用料金助成事業および外出支援サービス事業も利用できない
- ・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する方が運転する場合は、減免なし
- ・一定の要件や申請方法などの詳細は、問い合わせ

問 税務課市民税係

☎2119045または各総合支所市民福祉課

2119045または各総合支所市民福祉課